

保存版

校外活動ハンドブック

「校外」について知ってください！



「校外委員会」は、PTAと地域を結びつける、大切な役割を担っています。

学校外で子どもたちが安心して過ごすためには保護者だけでなく、
多くの大人の見守りが必要です。

校外委員会では、地域の方々と連携を図ることで、子どもたちが安全に
生活するための環境作りを進める活動を担っています。

私たち保護者はPTA会員である前に地域の一員です。
校外委員はもちろん、PTA会員のみなさんが「校外委員会」の役割を理解し、
地域の一員として、保護者として、校外活動にご協力ください。

希望丘小学校PTA校外委員会

1. 「校外班」って何ですか？

希望丘小学校の学区域内は、住んでいる地域の町会・自治会により、6つの班に分かれています。その班を「校外班」と呼び、わたしたちはいずれかの班の「班員」です。

6つの班をもとに、児童数増加に伴い細分化され、現在9班に分かれています。

班名		地域
船橋会A班	船橋会A班	船橋3丁目21～26
船橋会B班	船橋会B班	船橋4丁目1～19、(20～43)
船橋会C班 (3班)	船橋会C-1班	船橋7丁目2～7、12～14、26
	船橋会C-2班	船橋7丁目15～17、25-1～3
	船橋会C-3班	船橋7丁目9～11、19～24
船橋葎根会班 (2班)	船橋葎根会班A班	船橋6丁目14～25
	船橋葎根会班B班	船橋5丁目26-1～7 船橋6丁目1～13
希望ヶ丘団地・ アトラスシティ班	希望ヶ丘団地班	船橋6丁目26 船橋7丁目1、8
	アトラスシティ班	船橋6丁目27
フレール西経堂班	フレール西経堂班	船橋5丁目17

※世田谷区HPに記載されている地域を班分けしています

※学区外から通学されている方へ

学区外から通学されている方(船橋の上記以外の地域、千歳台、桜上水、上北沢、八幡山など)は、ご自身で所属班を選択してください。

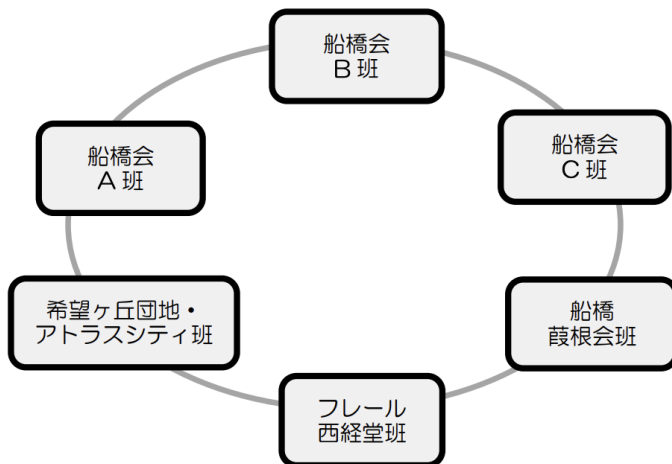
基本的にはご自宅から一番近い通学路(児童が実際に通学時に通る道)がある班の所属になります。希望丘小ホームページのPTA欄に掲載されている【安全MAP】と、各班の【旗振りポイント】をご確認ください。

2. 「校外委員」とは？

毎年、各班から、学年や学級を問わず、「班長」が数名選出されます。
その「班長」のことを「校外委員」といいます。

現在校外委員の人数の目安は、およそ20～30世帯に対して1名の割合です。

※割合は児童数で変動します



「通学路」って？
単に、子どもが登下校に通っている道、
と思いませんか？

「通学路」は、学校が児童の通学の安全の確保と教育的環境維持のために指定している道路です。

学校の申請に基づき、教育委員会学校健康推進課が調査した上で決定しています。

⇒ <校外班の班長>としての活動

- 班員の情報、転出・転入の把握
- 顔合わせ会・子ども会の開催
- 防犯パトロールの推進活動
- 旗振り当番の割り振り、旗の管理
- 通学路についての把握
- その他、緊急以外の問い合わせに対応

⇒ <校外委員>としての活動

地域活動や、区が主催する研修やイベントに参加し、子どもの安全を守るための活動や情報交換を行っています。

- 船橋会主催パトロールの参加
- 「子どもを守ろう110番」ステッカーの継続確認・新規開拓
- 避難所運営委員として年数回運営委員会へ出席し、避難所運営訓練に参加
- 成城交通安全保護者の会、青少年船橋地区委員会、遊び場開放運営委員会など
校外の活動への協力

※校外委員の中で役割を分担します(詳細は校外委員活動内容概要を参照)

●校外委員活動内容概要

係	活動内容
委員長 ※PTA本部役員免除対象	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA本部、学校、地域(各自治会長、安全ボランティアなど)と連携 ・各班・各係と委員内全体の活動をサポート、係作成すぐーるの承認 ・校内、校外の委員会に出席
副委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の補佐、各担当の活動をサポート、委員長の代理出席 ・PTA会員の名簿データの管理(各班への共有、転入出の管理)
書記 ※委員長・副委員長の補佐業務 会議等への代理出席	<ul style="list-style-type: none"> ・資料作成(校外委員会会議資料・議事録・活動報告のまとめなど) ・すぐーるのPTA・学校への承認・配信依頼 ・委員会・係フォルダの管理
会計 ※委員長・副委員長の補佐業務 会議等への代理出席	<ul style="list-style-type: none"> ・予算(帳簿)の管理、支出対応、監査出席
青少年船橋地区委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年船橋地区委員会に所属し、「地区委員(世田谷区から委嘱された委員)」と「協力員」として活動する ・環境整備部会に所属し定例会や情報交換会に参加、子どもぶんか村の活動お手伝い
成城交通安全保護者の会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の会とは成城警察署、交通安全協会下部組織。全体会議へ出席、交通安全児童画ポスターの募集などの活動のお手伝い
こどもをまもろう110番	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車用パトロールプレートの新規募集、防犯ポスターの掲示確認 ・こどもをまもろう110番活動(在庫管理、継続確認、新規募集)
防犯パトロール・ 避難所運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋会主催の地域活動(ゴミ拾い・パトロール)に参加 ・まちづくりセンターと自治会が主催する避難所運営委員会および訓練に参加
遊び場開放運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び場開放運営委員会に出席 ・遊び場開放運営委員会主催のイベントのお手伝い
顔合わせ会・子ども会	<ul style="list-style-type: none"> ・校外班顔合わせ会に向け、各班への指示やサポート、当日の準備 ・子ども会開催に向け、各班の準備や取りまとめのサポート(近年は子ども会はせず、ゴミ拾いイベントを実施)
旗振り・パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの推進、パトロールの報告に関わるすぐーる配信、パトロール腕章の管理

※係活動はその年度の校外委員の人数や、状況に応じて活動休止や内容変更する可能性があります。

※係活動がない時期には、旗の管理やパトロール推進活動を行います。

●校外委員の選出について

校外活動は、子どもが安全に生活する環境をつくる上で、大切な活動です。

校外委員会は、この活動により深く関わる委員会になります。

校外活動はお子さんの在学中に一度は関わる活動だという意識を持ち、ぜひ校外委員への立候補をご検討ください。

【選出方法】

- 班員の皆さまにご記入いただく「次年度校外委員選出のための希望票」にて各校外班の班長が選出いたします（毎年1月頃にお知らせがあります）。
- 立候補者だけでは人数に満たない場合、免除者を除いて上の学年から順番に選出されます。
- 下記の方は免除対象者となります。
 - 次年度PTA本部役員に内定している、または補欠候補者である。
 - 3年連続して委員や係活動を行っており、次年度はリフレッシュ制度を利用する。
 - 今年度委員会委員長を引き受け、次年度免除を希望する。
 - 今年度および次年度に転出が決定している（学校に転出届を提出している場合のみ免除対象となる）。
 - 次年度に特別な委員があり、その委員に内定している（周年委員など）。
- 下記の方は免除対象となりませんが、実際の学年に関係なく選出順位を最後とします（各班対象者の最後に位置づけされます）。
 - 今年度までにPTA本部役員、または校外委員を引き受けたことがある。

※校外委員は立候補者がいない場合、上の学年から順番に選出される為、高学年で選出されることが多くあります。受験は免除対象になりません。

※最新の選出方法は、1月頃にお知らせする「次年度校外委員選出のための希望票」にてご確認をお願いします。

3. わたしたち「班員」がすることは？

1 自分の班を覚えよう！

まず、お子さんも保護者の方も、自分が何班なのか知ってください。
また、校外委員会安全マップを参考に通学路についても確認してください。

2 校外班ごとの旗振り当番表があります！

毎年年度初めのPTA会員登録の際に、ご自身の所属する班を選択していただきます。このPTA会員名簿に基づいて校外班の旗振り当番表を作成します。
この当番表は毎年6月頃にすぐ一斉で配信します。必ずご確認をお願いします。

3 旗振り当番があります！

保護者が黄色い旗を持って、決められた場所(所属班の旗振りポイント)に立ち、登校時刻に合わせて子どもたちの安全を見守ります。
安全指導日(警察から交通安全活動を推進するよう指導されている日)と、あいさつ週間は重点的に旗振りがあります。
班の子どもたちと顔を合わせてあいさつを交わしたり、立ってみて初めて危ない箇所気づいたり、子どもたちと地域の安全を見守る活動です。

旗は学校昇降口にあります。ご自分の当番の前日までに旗を取りに行き、旗振りが終わり次第、速やかに返却をお願いします(旗の割合は1班に2本程度です)。

※旗の持ち出し・返却は事故防止の為、必ず保護者が行ってください。

4 ながらパトロールにご協力ください！

R6年度より「ながらパトロール」を導入しています。
希望丘小オリジナルのパトロールグッズを各家庭に配布します。みなさんには、登下校の見守り時や行事時・普段の買い物時などに、このグッズを身につけていただくだけです。統一したグッズを様々な時間帯に使用する事で、『この地域は、大人が目を光らせているんだぞ！』というアピールになり、犯罪の抑止力になる事を目的としています。また、子どもにとっては、登下校時や放課後に、グッズを身につけている保護者を見て、『希望丘小の保護者なんだ』という安心感が生まれるという効果もあります(他校での取り組み実績)。

5 子ども会に参加しよう！

班ごと、または全体で企画する子ども会は、近くに住む子どもたちや保護者が学年・学級に関係なく交流する場になります。また参加する保護者の情報交換の場にもなります。子ども会、もしくはそれに準ずる活動開催の際には、別途お知らせがあります。

- 6 子どものための「子どもを守ろう110番」があります！
 ピーポくんのステッカーが貼ってあるところなら、子どもが怖い目に
 遭った時、いつでも駆け込めて受け入れていただけます。
 親子で一緒に、どこにあるのか確認しておきましょう。



- 7 青少年船橋地区委員会や自治会の行事に、ご協力ください！
 校外委員会は、地区委員会主催の研修会や講演会、子どもぶんか村のくらぶ活動、
 まちづくりセンターや自治会主催のイベントに参加、協力しています。
 ご都合のつく方は、ぜひご協力ください。

- 8 地域の避難訓練に参加しよう！
 校外委員会は、地域の一員として、避難所運営訓練(救急・救護訓練・給水訓練など)
 に参加します。災害時は集まってきた全ての避難者が協力し合い、
 地域の力で乗り切る必要があります。自分の命、お互いの命を守っていくために、必
 要な知識を得ることができます。また、実際の避難所の様子を知れる機会となります。
 開催時は案内がありますので、ぜひご参加ください。

※R6年度より世田谷区からの交通安全教室事業委託廃止に伴い、校外が運営していた交
 通安全教室は中止となります(学校主導の交通安全教室は継続)。

お願いします！！

- 旗の持ち出し・返却は、事故・破損防止のため必ず保護者が
 行ってください。
- 旗振り・パトロールを実施して気づいた事があれば、
 専用報告フォームでお知らせください。
 フォームは旗振り当番表とともに、すぐ一斉で配信いたします。
 いただいた報告は学期末に学校ホームページに掲載されます。



4. ご家庭で確認してください！

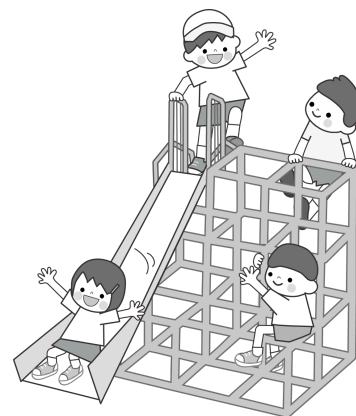
- 1 自転車の乗り方(自転車安全利用五則：令和4年11月1日改訂)
 - (1) 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
(13歳未満70歳以上、体の不自由な方は、歩道走行可能)
 - (2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - (3) 夜間はライトを点灯
 - (4) 飲酒運転は禁止
 - (5) ヘルメットを着用

※その他の注意事項(自転車交通安全教育用リーフレット)

※小学生向け



※一般向け



1人で自転車に乗ってもいいのは、自転車安全指導を受けた3年生以上です。
1・2年生は保護者と一緒の時に自転車に乗るようにしましょう！

2 所持品

- 危険物(ライターやカッター、エアガンなど)、多額のお金、買った覚えのないものなど持っていませんか？
- 使い方によっては他人に危害を及ぼすものについては、ご家庭でよく話し合しましょう。

3 遊び場

- 危険な場所や非行グループの集まりやすい場所に、子どもだけで出入りをしたり、また集団でたむろなどしていませんか？
- 子どもたちだけで買い物に行く事や、ゲームコーナー、カラオケなどの遊び場に行くことについては、ご家庭でよく話し合ってください。

4 帰宅時間(4月～10月は17時、11月～3月は16時半を推奨)

- どこで誰と遊ぶのか、何時に帰るのかを、必ず確認しましょう。

5. こんなときは？

- Q 「事件・事故が起きた」「不審者・痴漢が出た」「子どもが行方不明になった」
⇒ 緊急時の通報は、まず110番してください(成城警察署 03-3482-0110)。その後、学校(03-3484-1972~3)にもご連絡ください。
- Q 「不審な電話があった」「火遊び・タバコ・薬品・たむろ...」
⇒ 緊急を要さない心配ごとは 相談ダイヤル#9110
- Q 「旗振り当番中・パトロール中に児童が怪我をした、具合が悪くなった」
⇒ 緊急の場合には119番してください。その後学校へも連絡してください。PTA活動時のけがなどはPTAで加入している保険の補償対象です。PTAまでご連絡ください。
- Q 「旗振り当番を忘れてしまった！」「当番の日程がわからない」
⇒ すぐ一で配信された当番表にて、必ず日程確認をしてください。当番を忘れることがないように、責任を持ってお願いします！
- Q 「パトロールグッズ・旗を、紛失・破損してしまった！」
⇒ 早急に下記の校外委員副委員長のメールアドレス宛てにご連絡ください。
- Q 「引越し(転出)することになった！」
⇒ 担任の先生もしくは学校までご連絡ください(戸票変更届用紙の提出は廃止)。



ご連絡先、その他わからないことや、ご不明な点があれば、
PTA代表メールまでお問い合わせください。

pta.kibougaoka@gmail.com

件名「校外:〇〇の件」

※必ず件名に校外と入れるようご協力ください

※以下に関しては、問い合わせ先が異なります。

- ◆ 「学区内で引越し(転居)することになった！」
- ◆ 「旗振り期間中、都合が合わず旗振りができない！」
⇒ こちらのメールアドレスにご連絡ください。
校外委員副委員長 (kibougaokakougai.fuku@gmail.com)

～ 校外委員会における活動の沿革 ～

- 平成24年4月
学区変更で船橋7丁目まで通学区が広がり、規模が大きくなる。
それに伴い、新しく船橋7丁目に校外班『船橋会C班』を設ける。
- 平成28年4月
児童数の増加により校外班を細分化する。
 - 船橋会A班→船橋会A-1班、船橋会A-2班
 - 船橋会C班→船橋会C-1～C-5班
 - 船橋葎根会班→船橋葎根会A班、船橋葎根会B班
- 平成30年4月
児童数の増加と一部地域減少に伴い校外班の編成を以下のように変更する。
 - 船橋会C-1班、船橋会C-2班を統合→船橋会C-1班
 - 船橋会C-5班→船橋会C-2班(班名のみ変更)
 - また、校外委員の選出は各小班からとする。
- 令和3年
児童数の増加に伴い、令和4年度より、顔合わせ会は保護者・児童別日程での開催を決定する。
- 令和5年
児童数の増加と一部地域減少に伴い、校外班の編成を以下のように変更する。
 - 希望ヶ丘団地班→希望ヶ丘団地・アトラスシティ班
 - 船橋会C-2班、船橋会C-3班を統合→船橋会C-2班
 - 船橋会C-4班→船橋会C-3班(班名のみ変更)
- 令和6年4月
個人情報保護のため名簿を簡略化。それに伴い旗振り・パトロールの方法を変更する。
校外班編成を一部変更。戸票変更届廃止。

平成26年度	ハンドブック改定
平成29年度	ハンドブック改定
令和元年度	戸票変更届修正
令和4年度	ハンドブック改定
令和5年度	ハンドブック改定
令和6年度	PTA代表メール修正
令和7年度	ハンドブック改定

